生活習慣病管で通院中の患者様へ

令和 8 年から厚生労働省の診療報酬に伴い、「高血圧症」「脂質異常症」「糖尿病」の治療に関する手続きが一部新しくになりました。患者様の負担を減らし、より手厚い医療を行うための変更となります。

【療養計画書へのサイン（署名）について】

これまで数カ月に一度いただいていた計画書へのサインの手間がなくなりました。（計画書の説明、お渡しはこれまで通り行います）

【定期検査の実施】

お薬の効果や合併症の有無を安全にチェックするため、少なくとも 6 カ月に 1 回以上の血液検査を行うことが国のルールとして決まっております。（※他院での最近の検査がある方は、ぜひ医師にお見せください）

【長期処方・リフィル処方箋の対応】

患者様の状態に応じ、28 日以上の長期処方を行うこと、またはリフィル処方箋を発行することが可能です。

※なお、長期処方やリフィル処方箋の交付が対応可能かどうか、病状や病状の安定度に応じて担当医が判断いたします。

【眼科や歯科との連携強化】

特に糖尿病の患者様の大切な眼や歯を守るため、眼科・歯科クリニックとこれまで以上に情報共有を行います。

※受診の流れや、お出しするお薬の内容に大きな変更はありません。

町立富来病院